

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

1 主旨

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等については、児童福祉法の規定により、厚生労働省令に定める基準により条例で定めることとされている。

令和3年1月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」により、指定通所支援の基準に関する厚生労働省令（※）が改正されたことを踏まえ、令和3年第1回区議会定例会に、世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案を提案し、議決いただいた。

その後、国が令和3年3月に再び関係省令の改正を行ったことから、区においても、この内容を踏まえた条例改正を行う。

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）

2 主な改正内容

（1）電磁的記録

- ① 指定障害児通所支援事業者における諸記録の作成、保存等について電磁的な対応を認めることとする。
- ② 利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的方法による対応を認めることとする。

（2）その他規定の整備

3 改正案

別紙 新旧対照表（案）のとおり

4 施行予定日

令和3年7月1日

5 今後のスケジュール（予定）

令和3年6月 令和3年第2回区議会定例会（改正条例案の提案）

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
○世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	○世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
令和元年10月1日条例第27号	令和元年10月1日条例第27号
改正	改正
令和2年3月4日条例第9号	令和2年3月4日条例第9号
目次	目次
第1章～第7章（省略）	第1章～第7章（省略）
第8章 雑則（第104条・ <u>第105条</u> ）	第8章 雑則（第104条）
附則	附則
第1章～第7章（省略）	第1章～第7章（省略）
第8章 雑則	第8章 雑則
<u>（電磁的記録等）</u>	<u>（委任）</u>
<u>第104条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十七条第一項（第五十七条、第六十一条、第七十五条、第八十二条、第八十三条、第八十七条、第九十五条及び第百条において準用する場合を含む。）、第二十一条（第五十七条、第六十一条、第七十五条、第八十二条、第八十三条、第八十七条、第九十五条及び第百条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u>	第104条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

改正後	改正前
<p><u>2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p><u>（委任）</u></p> <p><u>第105条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年3月4日条例第9号） この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年2月24日条例第26号） この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>1～8（省略）</p> <p>9 この条例の施行の際、現に改正前の条例第84条に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、改正後の条例第84条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和3年 月 日条例第 号） この条例は、令和3年7月1日から施行する。</p>	<p>改正前</p> <p>附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年3月4日条例第9号） この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年2月 日条例第26号）</p> <p>1～8（省略）</p> <p>9 この条例の施行の際、現に改正前の条例第84条に規定する基準該当放課後等デイサービス <u>支援</u>に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、改正後の条例第84条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年2月 日条例第26号）</p>